



# テミス通信

第 49 号 / 2021年1月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



大阪天満宮 十日戎

新年のご挨拶を申し上げます。

令和3（2021）年丑年のお正月は、いかがお過ごしでしたでしょうか。  
コロナ禍のもと、家族で集まることを控えた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。  
華やいだ気分とはほど遠い三が日でした。

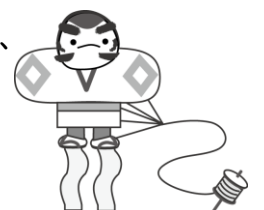
そんな中、カレンダーに反映されていない今年限りの祝日移動がありました。  
東京オリンピックに向けて、7月19日の「海の日」を開会式前日の7月22日に、  
23日の開会式には10月11日の「スポーツの日」を、閉会式の8月8日には8月  
11日の「山の日」を移動し、翌8月9日は振替休日とした結果、オリンピック開会式の  
7月23日前後が四連休、オリンピック閉会式の8月8日前後が三連休となります。  
今この時点で、夏の状況を楽観的には考えられませんが、「早い収束」ただそれだけを  
願いつつ、テミス通信第49号をお届けいたします。 (佐井恵子)

なるべく、できるだけ、「リモート打合せ」お願いしています！！

東京圏に続き、関西2府1県に対し緊急事態宣言が再度発令されました。

当面、弊所執務にあたっては、テレワークの再開や、時間差通勤を検討すると同時に、  
打合せ、ご相談についても、できるだけリモートを活用していきたいと思えます。

ご不自由をおかけしますが、よろしくお願いいたします。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

## 知っておきたい “デジタル遺産”

スマートフォンやパソコンなどを通じて、誰もがインターネットにアクセスできる便利な時代となりました。そこで必要となるのが、ID とパスワード。パソコン画面に貼っておく！なんて昔の笑い話ですが、それでも何かで管理しておかないと覚えきれません。iPhone の一定回数パスワード入力に失敗するとデータが初期化されるという機能は有名ですね。自分が亡くなった後の困難は容易に想像できます。故人のデジタルデータやデータとしてのアカウントを意味する「デジタル遺産」のうち、いくつか個人的に関心のあるところを抜き出して、今からできることはないかを考えてみたいと思います。



### ビットコイン等の暗号資産(仮想通貨)

これは財産法上の法的地位といえるものであり、相続の対象となります。実際、被相続人等から暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には相続税若しくは贈与税が課税されます。これについては、秘密鍵を管理するウォレットの種別、各ID、パスワードやリカバリーフレーズ、及びハードウェアウォレットについては保管場所等を何らかの方法で伝えることが必要です。

### 電子書籍

電子書籍は所有権ではなく、一定の条件下でコンテンツの閲覧権限を許諾する内容のライセンス契約となります。相続の場面では、その契約上の地位の承継の可否が問題となります。ebookjapan には、相続を認めた規約がありますが、認めないところが多数です。電子書籍は、ブックストアで本を「購入」している気分になりますが、実体は異なります。実際の本の価格と単純に比較していましたが、ふと、電子書籍の価格設定は高いのでは！？と思いました。

### Facebook、Instagram、Google アカウント

Facebook アカウントは相続させることができません。生前に、①本人が追悼アカウント管理人を指定して追悼アカウントの管理を任せるか、②完全に削除するかのいずれかを選ぶことができます。死後にあつては、近親者であることを証明して、故人の Facebook アカウントの削除をリクエストできる規定があります。Instagram も基本的に同様です。Google アカウントには、生前に設定しておける「アカウント無効化管理ツール」が用意されています。

### Netflix や Amazon プライムなどサブスクリプション(定額制)サービス

ユーザー死亡により契約が自動解約されるとしつつも、死亡の連絡があるまでは利用料が発生するといった規約や、自動解約ではなく、利用契約が相続されることを前提に、ユーザーの相続人からの解除を認めるという規約の場合、死亡から解除までの期間の利用料の支払義務が発生します。クレジットを解約しても、債務は免れません。面倒でも、自動更新にしておかない方が安心です。

### 航空会社のマイル、大手量販店など流通系カードのポイント

JAL や ANA のマイルは相続できます。楽天カードのポイントは、家族間でのポイント移行を認めている一方で、アメックスや JCB は認めていません。家電量販店のポイントも各社異なります。ポイントは、早々に使い切るか、マイルに移行することを検討します。

相続人は、故人の一切の権利義務を承継しますが、規約によって本人限定とされた権利は除外されます。相続できなければ開示請求も困難です。「第三者への譲渡、相続」といったキーワードで規約をチェックしてみてください。知った上で、便利なサービスを活用したいものです。

(佐井恵子)

## 読者の「遺言書保管制度」体験記

テミス通信の遺言記事を読んで、実際に行動を起こしたという読者からのお便りが嬉しく、また楽しくて、体験記をお願いしたところ、快く応じていただきました。

ここにご披露いたします！

私は、テミス通信第47号の「遺言書保管制度」の開始の特集、中でも『山添の申請体験記』を読み、自筆証書遺言を法務局に預ける決心をしました。3,900円で…30分もかからない…何度でも…の言葉に惹かれ、苦勞することとなりました。

まず、法務省のホームページから申請用紙や手引書がダウンロードすることができなくて、法務局にもらいに行きました。同時に申請の予約をしました。

マイナンバーカードを使ってコンビニで本籍付き住民票を初めて取りました。申請書に必要な収入印紙も貼りました。手引書片手に申請書を作成。山添先生の真似をして、家族へのメッセージを書き添えました。

予約当日、相続不動産が住所地では特定できないと指摘され退散。

(本来は内容のアドバイスはしていただけないそうです。私の悲壮感が遺言書保管官に伝わったからだと思います。)

2回目、不動産の登記事項証明書をコピーして、添付しました。法務局が遺言書を預かっていることの通知は、遺言執行者の夫に指定しました。

書類はスムーズに受理されましたが、まさかの機器の故障で待たされること2時間。誰でも簡単にとはいかないことが身にしみましたが、申請してよかったと思います。

溯ること3年前、私は大学時代の友人を誘って、同窓生の佐井さんの(先生は水くさいと言われるのでさん付けで呼ばせてもらっています。)  
「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方講座」に参加しました。いつか書こう書こうと思っている内に年月が過ぎ、今回の保管制度がスタートしました。

山添先生の体験記を読まなかったら、また先延ばしにしていたと思います。簡単にできるのはやはり専門家だから?! でも、素人でもできないことはないとわかりました。保管証を受け取った時に久々に達成感を味わいました。法律が身近に感じられた一件でした。どうか、みなさんもチャレンジしてみてください。

豊永恵

法務局までの往復、お疲れ様でした。まさかのご苦勞に、最後まで心折れることなく初志貫徹できたのは、家族への思いに加えて、健康であったことも重要だと思いました。そして「達成感」は、自分で書く遺言であっても公証役場で作る遺言であっても、遺言書を書き終えた方に共通の心持だということを、皆さんにお伝えしたいです。

豊永さん、投稿、ありがとうございました。

(佐井恵子)

## 法人成りは2021年がオススメ

法人成りとは、個人事業を行っている事業主が、会社を設立して事業を引き継ぐことを言います。法人化により、名刺に「株式会社〇〇・代表取締役〇〇」と書くことができ、様々な場面で信用力が向上します。また、会社名義で預金口座を持つことができるなど、様々なメリットがあります。

### 法人成りする理由

法人成りをする理由の一つに節税があります。個人事業の所得は累進課税ですので、個人事業で一定の売り上げが順調に確保されるようになると法人化した方が節税になると言われています。

また加えて、法人成りする際に、資本金1000万円未満などの条件を満たせば、消費税の納税義務が最大で2事業年度の間、免除されるというメリットもあります。

### インボイス制度の開始

上記、2事業年度の間、消費税納税義務の免除という視点から見た場合、現状で基準期間の売上が1000万円を超えているなどの理由で、消費税の課税事業者である個人事業主の方の法人化は今年2021年がオススメと言えます。

その理由は、2023年10月から適格請求書等保存方式制度(以下、インボイス制度という)が始まるためです。このインボイス制度は、消費税課税事業者を国が登録し、その事業者の発行する請求書(適格請求書)のみを取引先が消費税の仕入税額控除※に利用できるとするものです。

※消費税の仕入税額控除とは、売上にかかった消費税額から仕入れや経費にかかった消費税額を控除することです。会社が納付する消費税額は、「売上にかかった消費税額－仕入れや経費にかかった消費税額」となるため、仕入税額控除の対象になるかどうかは、会社が納付する消費税額に影響します。

この制度が開始されると、事業者は、消費税納税義務の免除を受けている事業者と取引をした場合、その仕入や経費にかかった消費税分を仕入税額控除に利用できなくなり、納税額が増えることとなります。

今後、取引する事業者にとっては、取引先が消費税の課税事業者かどうか非常に重要になり、消費税納税義務の免除を受けている事業者との取引を避ける可能性があるのではないかとされています。いままで法人化のメリットと言われてきた消費税納税義務の免除が一転デメリットとなってしまう可能性があります。

そのため、いつ法人化するかタイミングに悩んでいる個人事業主で、現状で基準期間の売上が1000万円を超えているなどの理由で消費税の課税事業者の方にとっては、インボイス制度の開始を見据えた2021年を目処に法人成りし、2事業年度の消費税納税義務免除というメリットを生かしつつ、2023年10月にインボイス制度が導入されたときには、課税事業者として対応するという流れが消費税に関しては一番恩恵を受けられるのではないのでしょうか。とりわけ、大手・中堅企業をはじめとする事業者に対して商品を納品する取引を行っている個人事業主の方は、インボイス制度が密接に関連しますので法人化を検討されるよい機会になると考えています。

法人成りといっても、法律のルールにしたがって、様々な書類を準備したうえで登記手続きが必要です。設立する会社の種類、役員構成、出資比率をとっても一長一短、深く考えずに決めてしまえば、後々で困ることが多々あります。

会社設立に関するご相談は企業法務に精通した当事務所に是非ご相談ください。法人成り、インボイス制度に関する税務に関するお悩みは、専門の税理士先生をご紹介します。

(山添健志)



## スタッフ紹介・拡大版～今年のお正月～

年末年始はコロナウィルス第三波のため、家でのお正月休みを過ごしました。



初めておせち料理を注文しました。正月前のスーパーの値札は高値で、一つ一つの食材を買い集めて調理するより、これだけはというものに

限って手作りした方が余程合理的だと思った次第です。後は、海へ山へと歩け歩けでカロリー消費に努めたお正月でした。

(司法書士 佐井恵子)



元日の参拝者の少なそうな時間を狙って近くの神社へ初詣に行きました。手水舎も本殿の鈴も使えず例年とは異なる雰囲気でしたが、参拝者も少なく静かに詣でることができました。

初詣以外は自宅にこもり、箱根駅伝や大学ラグビーを見ながらゆっくりと過ごしました。

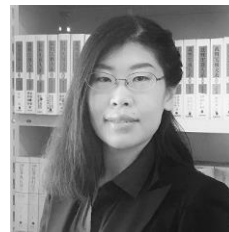
(事務局 和田梢)



年末に事務所主催の忘年会ができなかったので、事務所から家で楽しむ食事ギフトが送られました。

「ふぐ、肉、かに」の3種類から選べたのですが、私は佐賀牛を選んでいただきました。年末年始はゆっくり家族で焼き肉。コロナで自宅にいてもポジティブになれるひとときでした。

(司法書士 山添健志)



自宅で映画を何本か観ました。スマホで観るのは気軽ですが、サウンド諸々よろしくない…！やっぱり映画館に行きたいなと思います。

(事務局 佐井陽子)

## ご近所探訪 ～大阪教会編～



OsakaMetro 肥後橋駅から5分ほど歩いたところにある「日本基督教団 大阪教会」のご紹介です。大阪教会は明治7年に今の大阪市西区の川口居留地に設立された日本で最も古いプロテスタント教会のひとつです。建物はW.M. ヴォーリスによって設計され、大正11年に現在の場所に建てられたロマネスク様式(中世ヨーロッパのデザイン様式)の鉄骨煉瓦造の教会で、暗めの色調の煉瓦が歴史を感じさせます。

ヴォーリスといえば、関西学院大学の校舎や教会を設計し、数多くが文化財に指定されています。大阪教会も大阪府に現存する最古の教会として登録有形文化財に指定されています。プロテスタントの教会のため、装飾が少なく質素な外観ですが、教会内部は半円形のアーチが両脇に

並び、オーク材の一枚板を曲げて出来た丸みを帯びた椅子が配置され、素朴ながら温かみを感じる造りになっているようです。オフィスビルやマンションに囲まれた中に現れる煉瓦造りの教会が、街に落ち着きを与えているような気さえしてきます。付近には同年代に建てられたレトロビルがいくつかあるので、建物巡りをしながら散策してみるのも面白いかもしれません。

(和田梢)

## セミナー報告

昨年は、山添司法書士の「2020年4月・民法改正 要点チェックセミナー」を最後に、事務所主催のセミナーは控えていました。そこで4月以降に実施できた、いずれも外部のセミナー2件について報告します。

まず、コロナウィルス感染が少し落ち着いた9月30日に、阪神シニア大学の4回生対象講義「改正相続法と遺言の活用」をビニールカーテン越しで、続いて11月28日の自治会「仁川台倶楽部」主催セミナーに、「終活と改正相続法」と題してリモート講義を経験しました。

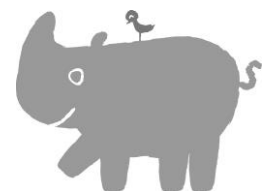
当分の間、事務所のフリースペースを使ったセミナー開催は難しいですが、パワーポイントを受講生ひとりひとりのパソコン画面いっぱい映し出せるリモート講義なればこそその伝えやすさも実感しましたので、これからはこの経験を様々に活用していきたいと思います。お話しする場を提供いただき、ありがとうございました。(佐井恵子)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。北谷昇子様、もりた歯科医院 森田和子様 ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

### テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・昨年12月、小惑星探査機「はやぶさ2」が、6年ぶりに生命の起源を探る試料を採取して戻ってきた快挙。生命の起源とは、わくわくしますね。ピンポイントに着陸させる日本の技術の素晴らしさや、これが凄い研究に繋がるのだということが、テレビに映るエンジニアの満面の笑顔から、ピンピンと伝わってきました。
- ・大河ドラマ「麒麟がくる」では、明智光秀を見直そうとする流れに沿った物語となっておりますが、最近、「本能寺の変を巡り、光秀が本能寺の現場に居合わせず、鳥羽に控えていた。」という古文書が見つかったと聞き、ドラマがどうなるのか気になっています。やっぱり、鳥羽にいたのではクライマックスにはならないのでしょうか。
- ・司法書士の大大先輩から、引退にあたっての便りをいただきました。その最後に「平和憲法のもと、ぜったい飢餓と徴兵の不安なく暮らせた幸せ感は、なにものにも代えがたき天職と信じ」とあり、同じ仕事をしながら、経験が違うというか、私たちの阪神淡路大震災やコロナ禍における不条理の経験とは、依って立つところが遥かに違いました。
- ・事務所の会議机中央に、アクリル板を置きました。違和感がないか心配していましたが、今では、安心して相談いただけ、もっと早く採用しておけばよかったと思うくらいです。



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>